

議 長 日程第1「陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について（松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会報告）」を議題といたします。

松田町公園条例等
の一部を改正する
条例に関する陳情
審査特別委員長

本案については、松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長、平野由里子君。

令和2年12月3日、松田町議会議長、飯田一殿。松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会委員長 平野由里子。

松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会報告書。本委員会は12月3日に役場4階大会議室において、委員11名全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和2年第4回議会定例会において付託された「陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について」について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成なしで不採択するものと決定しました。

2、審査の内容。委員全員で陳情書の内容、趣旨等について討論した結果、この陳情書は既に令和2年第3回定例会において議決した議案第32号松田町公園条例等の一部を改正する条例における西平畑公園の入園料についての陳情であるため、不採択と決定した。

以上です。

議 長 松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情についてに対する委員長の報告は不採択です。したがって、陳情の採択について採決します。陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情については、採択することに賛成の方の起立を求めます。（私語あり）今の陳情書に対する採択ですね。（「もう一度お願いします。」の声あり）陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情については、陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

起立ゼロであります。よって、本案は不採択となりました。